

3 昭和39年度市町村教育委員会育成指導の概要

昭和39年度の市町村教育委員会の育成指導の主眼は、市町村教育行政の充実を図るために条件整備にあった。

このことに関連して実施した諸施策の概要は次のとおりである。

(1) 県地方課に対する要望および連係

市町村行財政の指導を担当している県地方課に対して
次のような要望および連係を図り、市町村教育委員会の
事務局組織の充実、円滑適正な職務執行ができるよう現
状の改善方を要望した。

① 昭和40年度市町村予算編成指導における要望事項

昭和39年9月に実施した各市町村の教育費に係る実態調査に基づき、特に改善を要する事項を整理し、資料を添えて12月9日、次の項目について県地方課に要望した。

ア 市町村教育関係予算は教育費に係る基準財政需要額を下まわらないよう編成すること。

イ 市町村教育委員会事務局の事務執行が適切、円滑に行なわれるよう、それぞれの市町村の規模に応じた職員数を配置すること。

ウ 教育委員の報酬を引きあげること。

エ 教育長の給与について適正な額になるよう改善すること。

オ 社会教育主事未設置町村においては、すみやかに設置すること。また、その給料額について適正を期すること。

カ 小・中学校に勤務する用務員、事務補助員および給食従事員の増員および給料の引き上げを図ること。

キ 小・中学校教材用消耗品費、設備費、備品費および図書費を増額すること。

ク 福島県市町村教育委員会の連絡協議会の負担金を20%復元されたいこと

② 教育行政財政についての研修会における講師の招へい

⑤ 教育内閣改憲についての修憲会における講師の指

県内4方部で実施した市町村教育委員会事務局職員研修会に次の両氏を講師として招へいした。

地方課 主事 佐藤家治雄 氏
田代春雄 氏

演題 「市町村財務規則について」

この講演内容は現在、各市町村教育委員会においていろいろと問題の多い財務関係について、市町村長と教育委員会の両者の関係を明らかにし、財務事務の手続等を明確にされたもので、こんごの事務処理のうえに有益なものであった。

③ 昭和40年度市町村予算編成指針への掲載

前説①にあげた要望事項について県地方課は「昭和40年度市町村予算編成指針」に次のように掲載し、市町村に指導助言した。（関係分を抜粋）

ア 基準財政需要額との関連を充分に考慮して合理的な
又算を編成すること。

イ 教育委員会事務局の職員数については、他の部局の事務量との均衡等を考慮し適正な配置をすること。なお定数未設置の町村については配置転換により可能な限り職員を配置すること。

ウ（教育長の）給与が著しく低額な場合は国庫補助との関連または、他の団体との比較を通じて適正な措置を講ずること。

勤勉手当については、条例措置があれば支給でき

る。
エ (社会教育主事は) 市および人口1万人以上の町村にあっては必置とされているのでその必要経費を予算措置として

オ 公民教育の重要性に鑑み、財政の許す範囲内で極力
又是を充実せんことを誓う。

カ (体育指導委員は) スポーツ振興法第19条の規定により必置とされているので、委員の報酬について条例の定める額により算計すること。

キ (スポーツ振興審議会を) 設置している市町村については、財源の許す範囲内で報酬について条例を定めて措置すること。